

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)…
- 東京都環境影響評価条例による見解書(二一件)……………
- …(環境局総務部環境政策課)…
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除(二一件)……………
- …(建設局河川部指導調整課)…
- 土砂災害警戒区域等の指定……………
- …(同)…
- 土砂災害警戒区域の指定……………
- …(同)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………
- …(東京都収用委員会)…

告示

● 東京都告示第百三十二号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条
 第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条
 第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取

(以下「公聴会」という。)を行います。
 なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会
 の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対
 し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由と
 なる処分についての利害関係を記した書面を提出してくだ
 さい。

令和四年二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

一 公聴会を行う日時 令和四年二月十五日(火曜日)午
 後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都青梅合同庁舎三階第三会議
 室
 青梅市河辺町六丁目四番地の一

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指
 導第三課指導第一担当(東京都青
 梅合同庁舎三階)
 青梅市河辺町六丁目四番地の一
 電話〇四二八(二三)三六九二

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎二千三
 百三十五番地
 瑞穂町

建築敷地 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎西松原五十
 七番二から同番十まで

地域地区 第一種低層住居専用地域及び準防火地域
 等

申請の概要

工事種別 新築
 及び用途 管理事務所及び日除け
 敷地面積 約四、九二九平方メートル
 建築面積 約二二平方メートル

延べ面積 約二九平方メートル
 構造及び 鉄筋コンクリート造ほか
 階数 地上一階
 高さ 二・九メートル
 適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

東京都告示第百三十三号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
 十六号。以下「条例」という。)第五十五条第一項の規定
 に基づき、(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発
 事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があ
 ったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 令和四年二月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
 地
 渋谷二丁目西地区市街地再開発準備組
 合
 理事長 北田 光重

渋谷区渋谷二丁目十四番六号 第二かわなビル五階

二 対象事業の名称及び種類
 (仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、渋谷区渋谷二丁目十三番・十四番・十六
 番地内の敷地面積約一万四千五百平方メートルに、事務
 所、店舗、ホテル、バスターミナル及び駐車場等を主要
 用途とする建築物を計画するものであり、計画地は、条
 例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ

都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係区長からの意見が三件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、電波障害、風環境及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和四年二月八日から同月二十八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 渋谷区環境政策部環境整備課

渋谷区宇田川町一番一号

イ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

ウ 目黒区環境清掃部環境保全課

目黒区上目黒二丁目十九番十五号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
評価書案について都民からの意見書の提出はなく、事業段階関係区長(渋谷区、港区、目黒区)からの意見が3件提出された。意見等の内訳は、表1に示すとおりである。
これらの主な意見の概要とそれらについての事業者の見解の概要は、表2～4に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	0
事業段階関係区長からの意見	3
合計	3

表2(1) 渋谷区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	
	全 般	事業者の見解
項目	意見の内容	事業者の見解
	<p>本件開発事業が長期に亘るため、周辺環境との調和を図り、評価項目として選定した事項について適切な調査及び評価・検討が行われるよう要望する。</p>	<p>今後とも、周辺との調和に配慮したまちづくりに向けて検討を重ね、関係区長からの意見、都知事からの評価書案審査意見書等を踏まえて、調査及び予測・評価を適切に行い、環境影響評価書を作成します。また、工事着手までに「東京都環境影響評価条例」及び「東京都環境影響評価技術指針」に基づき、事後調査計画書を作成し、これに基づき工事の施行中及び工事の完了後における事後調査を実施します。</p>
	<p>工事用車両の走行ルートにおける集中的な待機待ちによる大気への影響を最小限にするよう、待機待ち車両の低減とアイドリングストップを実施するなど、周辺環境への影響を考慮した運行管理に努められたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、工事手順及び工程の検討・調整により建設機械が集中しないよう努めます。また、工事関係者間の連絡体制の強化により周辺道路における待機車両の低減を図るとともに、不要なアイドリングの防止を徹底するなど、周辺環境への影響の低減に努めます。</p>
	<p>建設機械及び工事用車両の集中稼働を避けるとともに、排出ガス対策建設機械及び排出ガス規制に適合した工事用車両の使用に努められたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、工事手順及び工程の検討・調整により建設機械が集中稼働しないよう稼働台数を平準化するとともに、工事用車両が一時的に集中しないよう、工事用車両の平準化にも努めます。 工事に使用する建設機械は、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努め、良質な燃料の使用等により、周辺環境への影響の低減に努めます。 工事用車両については「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に適合した車両及び、低排出ガス車に認定された車両を極力採用するとともに、不要なアイドリングの防止を徹底するなど、周辺環境への影響の低減に努めます。</p>

表2(2) 渋谷区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
	大気汚染、騒音・振動	
項目	意見の内容	事業者の見解
	<p>粉塵、騒音・振動の周辺への影響を極力小さくするよう、施工計画・施工方法の十分な検討を行っているいただきたい。</p> <p>低騒音のものを選定し、環境に配慮したものとする。</p>	<p>工事の実施に当たっては、騒音・振動、粉じん等による影響低減のため、仮囲いを設置するとともに、工事手順及び工程の検討・調整により建設機械が集中稼働しないように稼働台数を平準化し、建設機械の効率的稼働に努めます。</p> <p>また、作業時間及び作業手順は、周辺への影響を極力小さくするように、事前に工事の内容を十分検討します。</p> <p>工事に使用する建設機械は、最新の排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械の使用、低振動な施工方法の採用に努め、良質な燃料を使用することともに、アイドリングストップを厳守することにより、粉じん及び騒音・振動による周辺環境への影響低減に努めます。</p>
項目	意見の内容	事業者の見解
	<p>B街区に高層建物が建設されることにより風の影響が高まるが、対策を講じることで、建設前と同様の環境が維持されるとの評価がなされている。</p> <p>しかし、高層ビル、再開発ビルが建設されるなど周辺環境の変化もみられるため、開業事業完成後においても、事後測定を実施するなど万全を期されたい。</p>	<p>事業の実施に際しては、「東京都環境影響評価師条例」及び「東京都環境影響評価師技術指針」に基づき、事後調査計画書を提出し、事後調査を実施します。事後調査の結果によっては、その原因を考察し、事業の実施が環境に著しい影響を及ぼしていると考えられる場合には、環境保全のための措置の強化を検討し、周辺環境への影響の低減を図ります。</p>

表2(3) 渋谷区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
	その他	
項目	意見の内容	事業者の見解
	<p>開発事業が長期に亘り行われることから、今後近隣地区の開発事業の情報を掴みながら、周辺計画との連携や調整を図るとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じることに。</p>	<p>近隣の大規模開発については、施工の段階において周辺の各開発事業者と情報を共有するなど、十分な連携や調整を行い、必要に応じて環境保全のための措置を講じます。</p>
	<p>国道に挟まれた場所の開発の為、交通量も多いため、騒音振動渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等工夫をお願いしたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、工事手順及び工程の検討・調整により、工事用車両が一時的に集中しないよう、工事用車両の出入口には交通整理員を配置して、通行車の安全の確保及び交通渋滞とそれに伴う騒音・振動の低減に努めます。</p> <p>工事の完了後の計画地からの発生集中交通量（関連車両）やその走行ルート等については、交通流解析や警察等の関係機関との協議を行っており、周辺の交通に著しい影響が生じる可能性は少ないと考えますが、今後も、現況交通量や将来基礎交通量等を踏まえ、騒音、振動、渋滞などによる周辺への影響も考慮しつつ、関係機関との協議を行いながら事業を進めて参ります。</p>
	<p>集合住宅、飲食店舗、会社ビル、学校が混在した地域が隣接しており、開発地域への人の往来も多いことから、工事の施工中、歩行空間を求めて安全面に考慮した施工計画を立てるとともに、適切な保全措置を講じられたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、周辺地域に対する安全面に考慮した施工計画を立案するとともに、安全確保にも配慮した仮囲いの設置、工事用車両出入口付近等における交通整理員の配置など、周辺への影響の低減に努めます。</p>

表3 港区長からの意見及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
項目	意見の内容	総論
	(1) 環境影響評価書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようしててください。	環境影響評価書の作成にあたっては、記載内容及び表現等を工夫するとともに、本事業の特徴を適切に記載するなど、区民及び一般の方々 が理解しやすいものとなるよう努めます。
	(2) 計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等については、真摯に対応しててください	今後とも、計画地周辺の住民及び関係者等のご意見やご要望に対し真摯に対応し、事業を進めて参ります。
項目	意見の内容	大気汚染
	建設機械の稼働や工事車両の走行に伴う窒素酸化物及び粉じんによる大気汚染を防止するため、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用やアイドリソングストロップの確実な実施等により、環境基準を上回ることのないよう、低減に努めてください。	事業者の見解 工事に使用する建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努め、良質な燃料の使用等とともに、建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の効率的稼働及び平準化に努め、不要なアイドリソングの防止を徹底するなど、周辺環境への配慮を行い、環境基準を上回ることのないよう、周辺環境への影響の低減に努めます。 工事車両については「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に適合した車両及び、低排出ガス車に認定された車両を極力採用するとともに、不要なアイドリソングの防止を徹底するなど、周辺環境への配慮を行い、環境基準を上回ることのないよう、周辺環境への影響の低減に努めます。
項目	意見の内容	騒音・振動
	工事車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について、工事車両が集中しないようするなど、環境基準を上回ることのないよう努めてください。	事業者の見解 工事車両については、一時的に集中しないよう、工事工程の平準化に努めるとともに、工事車両出入口付近等には交通整理員を配置し、工事車両による交通渋滞が発生しないようするなど、環境基準を上回ることのないよう、周辺環境への影響の低減に努めます。

表4 目黒区長からの意見及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
項目	意見の内容	電波障害
	電波障害について、予測に基づき適切な措置が講じられるものと考えますが、計画建物の工事中や完成後に障害が生じた場合は、速やかに調査を実施し、住民からの問い合わせに対しては、誠意を持って対応しててください。	事業者の見解 工事の施工中および工事の完了後には、テレビ電波障害に関する住民からの問い合わせに対して、相談受付の窓口を設け、速やかに調査を実施し、誠意を持って迅速かつ適切な対応を行います。 また、計画建築物の起因による電波障害が明らかになった場合には、受信状況に応じて、ケーブリング等の活用等の適切な電波受信障害対策を速やかに実施します。

●東京都告示第百三十四号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十五条第一項の規定に基づき、日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

日本橋一丁目東地区市街地再開発準備組合

理事長 木村 平右衛門

中央区日本橋一丁目十七番十号

二 対象事業の名称及び種類

日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目、日本橋小網町の各一部に位置し、A街区及びB街区に高層建築物を新築し、業務、住宅等の複合施設を、C、D、E街区に公共・公益等を整備するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係

区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和四年二月八日から同月二十八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長(中央区、千代田区)の意見の件数は、表1に示すとおりである。都民の意見書が0件、事業段階関係区長(中央区、千代田区)の意見が2件の合計2件である。これらの主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要は、表2(1)～(3)、表3(1)～(3)に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	0
事業段階関係区長の意見	2
合 計	2

表2(1) 中央区長の意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の意見の概要		事業者の見解の概要	
項目	施工計画	項目	騒音・振動
計画地周辺は、同時期に多数の開業事業が輻輳することから、工事用車両の通過ルート等について、関係機関と十分協議し、工事用車両の集中を抑制するとともに、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めること。また、工事の実施にあたっては、工事用車両及び関係車両等が公道で待機することのないよう、計画的な施工管理を徹底すること。	工事の実施に際しては、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避け、可能な限り工事用車両台数の削減を図るなど、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。また、周辺道路における待機駐車がないよう、今後決定する施工者に対して、周知徹底を指示します。	土砂や資機材の搬出入車両のタイヤに付着した泥土の水洗いを行うため、洗車設備を出入口付近に設置し、土砂により計画地周辺道路を汚損しないよう配慮します。また、土砂運搬車など物じんの飛散等が起りやすい工事用車両には、飛散防止のシートを使用します。	計画地周辺において、道路管理上舗装等の損傷が見受けられる場合や一般車両の通行において安全性が損なわれる状況がある場合には、区の道路管理者と協議の上、本事業が起因する場合には、応急的な補修を行うよう、今後決定する施工者に対して指示します。

表2(2) 中央区長の意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の意見の概要		事業者の見解の概要	
項目	大気汚染	項目	騒音・振動
工事の施工中、建設機械の稼働に伴い二酸化窒素濃度が環境基準値を上回っていることから、建設機械の集中稼働を避けた計画的かつ効率的な作業に努めるとともに、不要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等の徹底といった十分な対策を講ずること。	建設機械の稼働に伴う大気質の予測は、建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となると予想される時期で、建設機械が全台数同時に稼働するものとして行っています。工事の実施に際しては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減・平準化及び建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、影響の低減に努めます。また、評価書案(本編p.112)に示した、予測に反映しなかった下記の建設機械に係る環境保全のための措置についても確実に実施することにより、大気質への影響の更なる低減に努めます。	環境基準値を上回る地点における工事用車両による増加騒音レベルは1dB以下(0.2dB以下)と小さいですが、評価書案(本編p.157)に示した、予測に反映しなかった下記の工事用車両に係る環境保全のための措置についても確実に実施することにより、騒音への影響の更なる低減に努めます。	① 可能な限り工事用車両台数の削減を図り、騒音の低減、あわせて振動の低減に努めます。 ② 工事の実施に際しては、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避けま

表2(3) 中央区長の意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の意見の概要		事業者の見解の概要
項目	その他	
<p>「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、今後の事業の進捗にあわせて、関係者に対する十分な事前説明を行うこと。</p>		<p>「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に基づき、今後の事業の進捗にあわせて、地域住民等の関係者に対してご理解・ご協力を頂けるよう事前説明を行い、事業を進めます。</p>
<p>当該事業に関する苦情・相談の窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるようにすること。</p>		<p>工事の実施に当たっては、住民からの問合せや苦情等に対する相談窓口を設置し、苦情等に対して速やかに対応できる体制を整えます。</p>

表3(1) 千代田区長の意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の意見の概要		事業者の見解の概要
項目	大気汚染	
<p>工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。</p>		<p>工事の実施に当たっては、評価書案（本編p112）に示した予測に反映しなかった下記工事用車両に係る環境保全のための措置についても確実に実施することにより、大気質への影響の更なる低減に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事現場内では必要に応じて散水、粉じん防止用のネット・シート、仮囲いを設置するなど、粉じんの発生を防止します。 ② 土砂運搬車など粉じんの飛散等が起りやすい工事用車両には、飛散防止のシートを使用します。 ③ 土砂や資機材の搬出入車両のタイヤに付着した泥土の水洗いをを行うため、洗車設備を出入口付近に設置し、土砂により計画地周辺道路を汚損しないよう配慮します。 ④ 工事用車両の出入口付近には、適宜清掃員を配置し、清掃に努めます。 ⑤ 工事用車両の排気による大気汚染を軽減するために、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用します。 ⑥ 可能な限り工事用車両台数の削減を図り、汚染物質排出量の低減に努めます。 ⑦ 工事の実施に際しては、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避けま <p>す。</p> <p>なお、周辺道路における待機駐車がないよう、今後決定する施工者に対して、周知徹底を指示するとともに、詳細な施工計画を検討する中で、周辺への配慮等を総合的に検討し、影響の低減に努めます。</p>

表3(2) 千代田区長の意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の意見の概要		事業者の見解の概要
項目	騒音・振動	
<p>工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図ること。</p> <p>また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。</p>		
項目	日影	
<p>評価書案のとおり対応されたい。</p> <p>評価書案（本編p.188）に示したとおり、影響を受ける範囲を極力小さくする形状とするなど、環境保全のための措置を実施することにより、日影への影響の低減に努めます。</p>		
項目	電波障害	
<p>評価書案のとおり対応されたい。</p> <p>評価書案（本編p.202）に示したとおり、計画建物に起因して新たな電波障害が生じることが明らかになった場合には、適切な障害対策を講じるなど、環境保全のための措置を確実に実施することにより、電波障害の影響の防止に努めます。</p> <p>また、工事の施工中及び工事の完了後は、問合わせ窓口を設け、適切な対応を行います。</p>		

表3(3) 千代田区長の意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の意見の概要		事業者の見解の概要
項目	風景	
<p>評価書案のとおり対応されたい。</p> <p>評価書案（本編p.231）に示したとおり、計画建物は、高層部をできる限り敷地境界からセットバックするとともに、高層部の足元周りを中心に低層部を設けることにより、高層部による地上付近への吹き降ろしの影響を低減するよう配慮します。また、計画地西側の昭和通りに沿って計画建物をピロティ形式（道路に面した計画地内の低層部1階に半屋外の歩行空間を設ける）とすること、昭和通り上の歩行者デッキには防風板の手すりを設置することにより、ビル風の影響を受けにくい歩行空間を確保します。</p> <p>計画地内においては、防風植栽として耐風性のある常緑樹を適切に配置するなど十分な防風対策を実施します。</p>		
項目	景観	
<p>評価書案（本編p.273）に示したとおり、下記の環境保全のための措置を確実に実施することにより、上位計画等を踏まえた景観形成に努めます。</p> <p>① 高層部は、南側の永代通り、北側の区道291号からセットバックし、圧迫感の低減を図ります。</p> <p>② 周辺建物と調和した一体感のある沿道景観の形成を図るために、基壇部を設け、基壇部表情線の高さの連続性に配慮します。</p> <p>③ 日本橋川沿いの計画地内既存建物を撤去し、C、D、E街区には緑化された広場空間を整備します。</p> <p>④ アトリウム、広場空間を整備し、にぎわい空間を創出します。</p> <p>⑤ 計画建物の壁面は、単調とならないよう意匠上の分節化により視覚的な変化をつけることで配慮します。</p> <p>⑥ 計画地内沿道や広場空間内の地上部には連続性に配慮した中高木等の植栽配置や、低層部における緑化を施し、圧迫感の低減に努めます。</p> <p>⑦ デザイン検討にあたっては「東京都景観計画」等の上位計画に従って検討します。</p>		

●東京都告示第百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十七年東京都告示第五百十五号、同年東京都告示第千五百三十三号及び平成三十一年東京都告示第百六十四号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和四年二月八日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	小山町	209007-K039	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	東玉川学園三丁目	209016-K073		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	小山町	209007-K039	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	東玉川学園三丁目	209016-K073			

●東京都告示第百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第四百五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び多摩市役所において縦覧に供する。

令和四年二月八日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
多摩市	諏訪二丁目	224002-K085	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	和田	224003-K015		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
多摩市	諏訪二丁目	224002-K085	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	和田	224003-K015			

●東京都告示第百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和四年二月八日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	小山町	209007-K039	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	小山町	209007-K039	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び多摩市役所において縦覧に供する。

令和四年二月八日

東京都知事 小 池 百合子

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
多摩市	諏訪二丁目	224002-K085	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	和田	224003-K015		

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

清瀬市上清戸一丁目四百十二番一の一部（第二工区） 西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和4年2月8日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第227号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名

別記のとおり

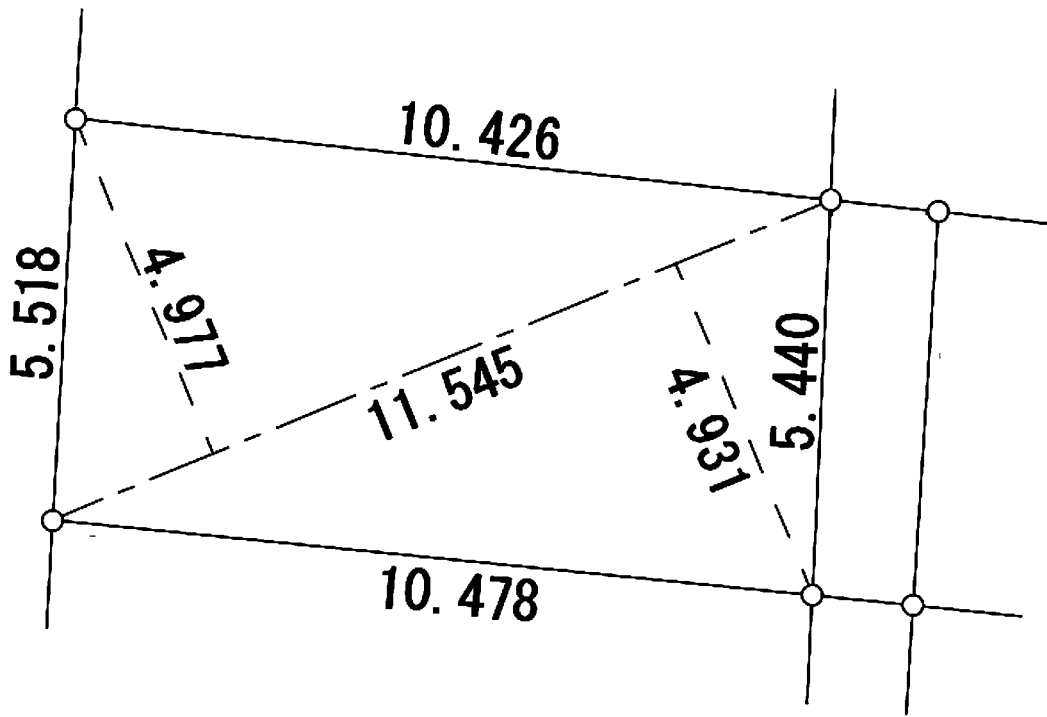
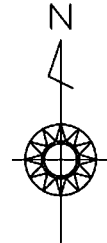
名、住所及びその権利の種類
 6 裁決手続開始決定年月日 令和4年1月28日

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都中野区大和町一丁目	56番29	宅地	㎡ 64.16	㎡ 64.99	㎡ 57.19	森秀夫 (持分 10 分の 9) 片爪直子 (持分 10 分の 1)	東京都中野区大和町一丁目 63 番 5 号 千葉県四街道市千代田五丁目 11 番 10 号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地
東京都中野区大和町一丁目 56 番 29 のうち
57.19 平方メートル



単位：メートル

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一〇一〇一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

